

一般社団法人全建総連リフォーム協会 事業会員 誓約書

本誓約書は、当協会の事業会員としての入会申込みに当たり、全リ協が定める事業会員順守事項への誓約を確認するためのものです。下記の各項目は、国交省の住宅リフォーム事業者団体登録規程（国土交通省告示第877号）等にもとづいて全リ協の定款施行規則第5条で定めたものを、簡略化して示しています。項目のすべてを確認の上、事業所名・代表者名を記入し、代表印を押印し、他の申込書類とともに提出してください。

1. 工事契約について、注文者へ書面を交付すること
2. 請負契約締結時に、内訳を明らかにして、見積書を交付すること
3. 事実と異なる表示・説明、優良誤認表示・説明をしないこと
4. 500万円（共同住宅の共用部分工事では当該住戸数×100万円または1億円のいずれか低い金額）以上の工事に、リフォーム瑕疵保険を付けること（発注者が文書を持って不要との意思表示をした場合を除く）〔工事金額は税抜き〕
5. 請負契約の概要、保険契約締結等の重要事項を説明すること
6. 会員の状況（許可や資格、工事实績、苦情処理等）を把握するため必要な調査に協力すること
7. 協会の定める義務講習を期限内に受講して専門知識の習得と技術・技能の向上に努め、苦情処理体制を整備・確立するなどして、住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること
8. 届出た会員情報を全リ協が消費者に対して開示することを承諾し、住宅リフォーム事業の営業活動において、当協会が事業会員として公表していないにもかかわらず事業会員であると表示又は説明をしないこと
9. 建設業法を順守し、500万円を超える元請のリフォーム工事は建設業許可を有する業種の範囲内で行っていること
10. 申請者は元請としての工事实績を有していること
11. 入会審査に於いて裏付書類等の追加提出が必要と判断された場合は提出すること
12. 上記1～10に違反した場合には、当協会による指導、助言、勧告、調査等に協力し、是正されない場合は権利停止や除名などの処分に応じること

上記内容について同意しました。

2017年2月21日

事業者名 全リ協工務店

代表者氏名 建設 優

代表者印

.....以下、全建総連加盟県連・組合および全リ協事務局等使用欄（確認欄）.....

	受付日	確認印
県連・組合 チェック欄	2/28	印
全リ協事務局 チェック欄	3/13	印
全リ協理事会	3/17	印